

インターネット出願の説明 (2)

平成 20 年度特許制度運用協議委員会



副委員長 中原 文彦
(4 章担当)



委員 中越 貴宣
(5 章担当)



委員長 林 篤史
(6 章担当)

— 目 次 —

- 1 章 インターネット出願に必要な回線, パソコン, OS,
インターネット出願ソフトの入手方法
 - I インターネット出願に必要な回線
 - II インターネット接続パソコンの準備
 - III インターネット出願ソフトの入手手順
- 2 章 インターネット出願に利用可能な電子証明書とその
選択方法
 - I 電子証明書
 - II インターネット出願に利用可能な電子証明書
 - III 電子証明書の選択にあたっての注意点
 - IV 扱い易い電子証明書
- 3 章 個々の認証局からの電子証明書の入手方法及び扱い
方
 - I 電子証明書入手にあたっての共通事項
 - II 日本認証サービス(株)ーファイル形式の電子証明書ー
 - III 日本商工会議所ーファイル形式の電子証明書ー
 - IV (株)中電シーティーアイーファイル形式の電子証明書ー
 - V セコムトラストシステムズ(株)ーファイル形式の電子
証明書ー
 - VI 公的個人認証サービス (住基カード)
 - VII 法人電子証明書
 - VIII 入手した電子証明書の扱い
 - IX 電子証明書入手にあたっての管理
 - X まとめ
- 4 章 インターネット出願ソフトのインストール, 環境設
定及び旧資産の取り扱いについて (97 ページ)
 - I インターネット出願ソフトのインストール
 - 1. はじめに
 - 2. インターネット出願ソフトのインストール

ー以上, 前号ー

- 3. インストールにあたっての注意点
- II インターネット出願ソフトの環境設定
 - 1. はじめに
 - 2. 「フォルダ」の設定
 - 3. 「通信」の設定
 - 4. 「認証」の設定
 - 5. 「起動/画面」の設定
 - 6. 「入力」の設定
 - 7. 「出力」の設定
 - 8. 終了
- III ひな型のインストール
- IV 旧資産の取り扱い
 - 1. はじめに
 - 2. 旧資産の移し方
 - 3. 注意点等
- 5 章 申請人利用登録 (101 ページ)
 - I 申請人利用登録の準備
 - 1. 申請人利用登録の準備
 - 2. 申請人利用登録の流れ
 - II 申請人利用登録
 - 1. 電子証明書 (ファイル形式) の場合
 - 2. 電子証明書 (IC カード形式) の場合
 - 3. 同一の電子証明書を複数台のパソコンで使用する場合
 - 4. 複数の電子証明書を複数台又は同一のパソコンで使
用する場合
 - III サービスメニュー設定
 - IV 識別番号リストメンテナンス (電子証明書 (ファイ
ル形式) のみ)
 - 1. 証明書ストア参照先の変更
 - 2. 識別番号の削除
 - 3. 識別番号の追加
- 6 章 GUEST モード, 料金納付方法, 電子証明書の管理,

およびインターネット出願ソフトの PCT-RO への対応 (109 ページ)

I GUEST モード

1. GUEST モードとは
2. 利用方法

II 料金納付方法

1. 納付種類
2. 口座振替納付
 - (1) 口座振替納付とは
 - (2) 事前手続き
 - (3) 口座振替を利用した納付方法
 - (4) 口座振替のメリット
3. 電子現金納付

III 電子証明書の管理

1. 電子証明書管理の概要
2. 電子証明書の追加
3. 電子証明書の利用停止
4. Pin の変更

IV インターネット出願ソフトの PCT-RO への対応

V 終わりに

—以下次号—

7 章 PCT-SAFE による PCT-RO インターネット出願

- I. PCT 出願の手続き方法
- II. PCT-RO インターネット出願の利用準備
- III. 出願の流れ

4 章 インターネット出願ソフトのインストール、環境設定及び旧資産の取り扱いについて

前号までに、「インターネット出願に必要な通信環境、インターネット接続パソコンの準備、インターネット出願ソフトの入手方法」、「インターネット出願に利用可能な電子証明書の紹介と認証局の選択方法」、「個々の認証局からの電子証明書の入手方法及び扱い方」について説明致しました。

今号では、入手したインターネット出願ソフトをパソコンにインストールするところから始まり、環境設定、特許庁に対する申請人利用登録といった実際にインターネット出願ソフトを使用して手続を行うことができるようになるまでの流れを説明致します。また、インターネット出願ソフトに関する様々な事柄についても併せて説明致します。

それでは、まず、「インターネット出願ソフトのインストール、環境設定及び旧資産の取り扱いについて」ご説明致します。

なお、以下では Windows 版を例に挙げて説明を行います。Mac 版、Linux 版においてもほぼ同じ手順となります。

I インターネット出願ソフトのインストール

1. はじめに

ここでは、ダウンロードしたインストーラを実行して、インターネット出願ソフトを利用するパソコンにインストールする手順を説明致します。

従って、前号の 1 章 III 「インターネット出願ソフトの入手手順」において説明されていたように、インターネット出願ソフトをインストールする前に電子出願ソフトダウンロード請求を行い、インストーラを入手しておいて下さい。

なお、インターネット出願ソフトのインストールは、従来の例えば、パソコン出願ソフト 3 やバージョンアップにおけるソフトのインストール方法と同様の手順で行います。

2. インターネット出願ソフトのインストール

インターネット出願ソフトのインストーラを実行 (ダブルクリック) するとインストールが開始されます。画面の指示に従ってインストールを進めて下さい。

インストールの途中で「インストール方法問い合わせ」についての表示がなされます。インターネット出願ソフトを利用して出願・請求等の手続を行う場合、「全機能版」のインストールを行います ([はい] ボタンをクリックします)。

一方、インターネット出願ソフトで電子現金納付機能のみを利用する場合には、「電子納付専用版」のインストールを行います ([いいえ] ボタンをクリックします)。この「電子納付専用版」は、実際に電子現金納付を扱う経理・財務部署等の使用を予定しています。なお、この「電子納付専用版」を利用して電子現金納付手続を行う場合には、電子証明書は不要です。

「ファイルコピーの開始」の画面に表示された内容を確認して「次へ」をクリックすると環境設定画面へと遷移します (この「環境設定」については、次の「II インターネット出願ソフトの環境設定」で説明致します)。

3. インストールに当たっての注意点

- (1) インターネット出願ソフトは、パソコン出願ソフト 3 がインストールされているパソコンにインストールすることができます。
- (2) ご利用の OS が Microsoft Windows Vista である場合には、Java ランタイム (Java 実行環境 (JRE))

が必要になります。従って、予めJREの最新版をインストールしておいて下さい。

(3) ICカード（特に、公的個人認証サービス）を使用する場合には、予め以下の点にご注意下さい。特に、以下の②、③を忘れると後述するインターネット出願ソフトの環境設定でICカードを選択してもエラーになってしまいます。

- ① ICカードリーダードライバのインストール
- ② 公的個人認証サービスの利用者クライアントソフト及びJREの最新版のインストール
- ③ 利用者クライアントソフト中の公的個人認証ユーティリティで、ICカードリーダーの指定
- ④ 利用者クライアントソフト中の証明書表示ツールで、証明書の表示ができるか否かの確認

II インターネット出願ソフトの環境設定

1. はじめに

ここでは、インターネット出願ソフトの利用環境の設定について説明致します。「環境設定」における各設定項目の内容を理解して再設定を行うとインターネット出願ソフトの使い勝手が向上します。但し、インストールされたインターネット出願ソフトをそのままの状態（デフォルト）で使用しても差し支えありませんので、適宜ご利用状況に応じて設定されるとよろしいかと思えます。

環境設定を行う画面は、上述したインターネット出願ソフトをインストールすると、自動的に起動され表示されます。インターネット出願ソフトを終了した後に設定内容を変更する場合には、「スタートメニュー」、「すべてのプログラム」、「インターネット出願ソフト」、「環境設定」を選択することにより設定画面が開きます。

それでは、以下、主な設定項目について説明します。

2. 「フォルダ」の設定

この「フォルダの設定」においては、特許庁との送信データを保存するルートフォルダを指定します。

(1) 「ルートフォルダを作成する場所」

インターネット出願ソフトインストール直後には初期値（[C:\JPODATA]）が表示されていますので、原則としてそのまま設定して下さい。

(2) 「旧データ参照用ルートフォルダの場所」

パソコン出願ソフト3及びパソコン出願ソフト2以

前で作成したファイルを参照するフォルダです。パソコン出願ソフト3及びパソコン出願ソフト2以前がインストールされていない場合には、この部分はアクティブにはなりません。

一方、パソコン出願ソフト3及びパソコン出願ソフト2以前がインストールされていた場合には、それぞれのルートフォルダが表示されます。

なお、「旧資産の取り扱い」においては、この「旧データ参照用ルートフォルダの場所」に表示される各ルートフォルダを確認します（後述）。

3. 「通信」の設定

「通信の設定」においては、特許庁と通信するために必要な情報を設定します。

- (1) 「プロファイル名」の部分は「基本設定」のままで良いと思います。
- (2) 「プロキシサーバ設定」の部分も通常、「インターネットオプションの設定に従う（推奨）」を選択します。
- (3) 「拡張設定」では、通信ログ採取の可否設定等を行うことができます。通常はデフォルトになっている「採取する」がお勧めです。
- (4) 「通信ログ削除」は、例えば、ファイルが大きくなり通信ログを削除する必要がある場合に使用します。通信ログは自動的に削除されません。
- (5) 「接続テスト」は、特許庁との間でHTTP接続とSSL接続ができるか否かをテストするために用います。電子証明書は不要で、申請人利用登録前の利用（使用やテスト）が可能です。

この「接続テスト」ボタンは、インターネット出願ソフトをインストール後、環境設定が自動的に起動した状態では使用できません。全ての環境設定が終了した後、パソコンを再起動し、環境設定画面を開くとアクティブになります。

なお、接続に失敗した場合には、後掲する参考文献2「操作マニュアル II. インストール環境設定編 II-40」以下をご参照下さい。また、ファイアウォールに関しては、例えば、参考文献5「改訂版 インターネット出願 第5章 インターネット出願ソフトのインストールと環境設定 p63」以下をご参照下さい。

4. 「認証」の設定

「認証の設定」においては、認証のタイミングやイ

インターネット出願ソフト起動時の証明書モードについて設定します。

(1)「機能毎認証」では、本人認証のための Pin を入力するタイミングを設定します。「署名前に認証を行う」にチェックすると、文書入力、合成入力、署名付与データ入力、補正書作成支援の各機能の起動前に認証が行われます。「通信前に認証を行う」にチェックすると、特許庁と通信を行う前に認証が行われます。

(2)「証明書モード」は、インターネット出願ソフト起動時の証明書モードを指定する欄です。ファイルタイプの場合は「証明書ストア」を、IC カードタイプの場合は、「IC カード」を選択します。また、両者を使用する場合には、「起動時に毎回選択する」にチェックします。なお、初期設定は「証明書ストア」となっています。

(3) 認証局サービス名 (IC カード使用時)

「証明書モード」において、「IC カード」あるいは、「起動時に毎回選択する」を選択した場合には、さらにお使いになる IC カードの認証局(発行元)を「認証局サービス名」一覧から選択します。

5. 「起動／画面」の設定

「起動」の設定は、ログイン時およびインターネット出願ソフト起動時のチェック条件を設定します。「画面」は、メイン画面のレイアウトについて設定します。

ご使用の状態に応じて適宜設定をしていただければと思います。

なお、IC カードタイプの電子証明書を利用する場合には、起動チェック条件の設定に拘わらず本人認証後に証明書の検証が行われ、有効期間がチェックされます。

6. 「入力」の設定

文書入力や合成入力の入力チェックの時に、送信ファイルを作成するかの設定を行います。通常は各選択項目をデフォルトのままとしておけば良いと思います。

ただ、例えば、「書類作成時に使用するテキストエディタ等の編集ソフト (アプリケーション実行ファイル)」に関しては、設定をしておくと、例えば、納付番号取得時にクリップボードにコピーした納付番号を書類に挿入する場合に便利です。

7. 「出力」の設定

文書入力や合成入力の入力チェックの時に、送信ファイルを作成するかの設定を行います。通常は各選択項目をデフォルトのままとしておけば良いと思います。

ただ、「出願系書類」、「閲覧系書類」のいずれについても「以下に示す項目をファイル名として出力する」を選択された方が便利です。

8. 終了

環境設定が終了しますと、インターネット出願ソフトのインストール完了のダイアログが表示されますので、「完了」をクリックして下さい。これでインターネット出願ソフトのインストール及び環境設定が終了します。

Ⅲ ひな型のインストール

出願及び請求の書類を作成する際の便宜のために、各書類の HTML 形式のひな型が用意されています。ご利用になる場合は、上述致しましたインターネット出願ソフトと同様、ダウンロードとインストールを行ってください。

なお、インターネット出願ソフトで利用するひな型は、パソコン出願ソフト 3 に用意されるひな型と共通です。

Ⅳ 旧資産の取り扱い

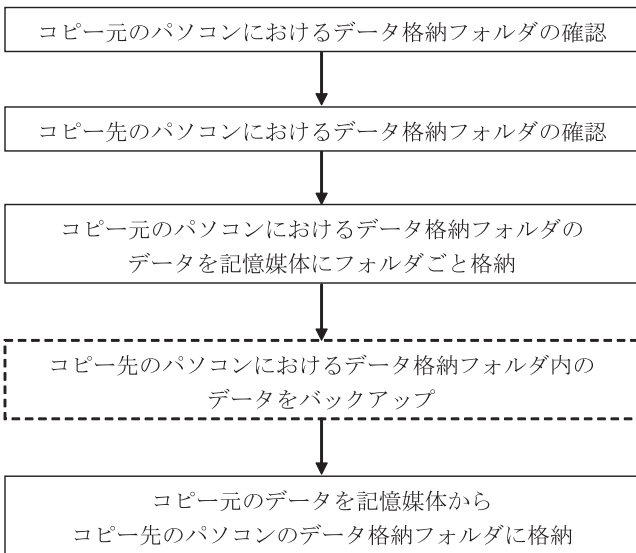
1. はじめに

パソコン出願ソフト 3 以前の電子出願ソフトを利用することによって得られたデータを参照することができたら便利です。また、これらのデータを何らかの理由で別のパソコンに移す (コピー) する場合があります。ここではこれらのデータの取り扱いについて説明を致します。

なお、ここで「旧資産」と表わしているのは「パソコン出願ソフト 3 以前の電子出願ソフトを利用することによって得られたデータ」のことです。

2. 旧資産の移し方

旧資産を移す (コピーする) 流れは以下の通りです。



(1) 「コピー元」及び「コピー先」のパソコンにおけるデータ格納フォルダの確認を行います。いずれも環境設定の「フォルダ」のタブを開いてルートフォルダを確認します。フォルダの名称は控えておく便利です。

図1は、「コピー元」となる「パソコン出願ソフト3の環境設定画面」を表わしています。また、図2は、「コピー先」となる「インターネット出願ソフトの環境設定画面」を表わしています。

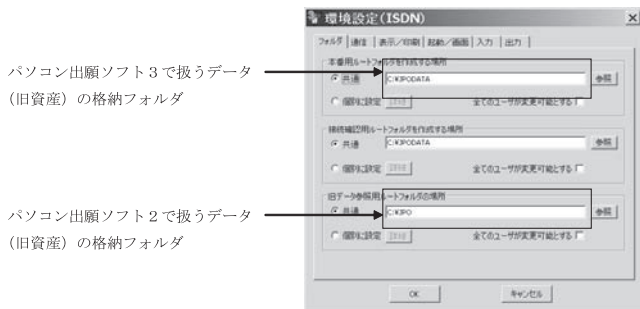


図1

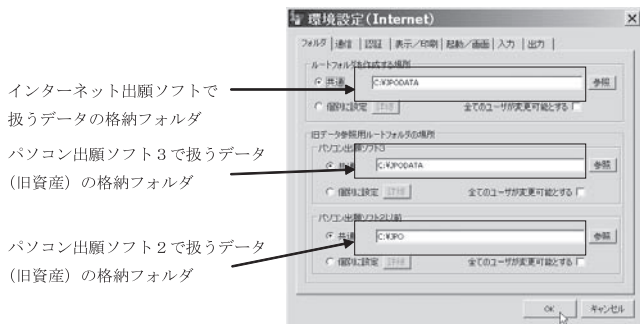


図2

ちなみに、デフォルトですと、コピー元となるパソコン出願ソフト3用のデータ（旧資産）は、「C:\JPODATA」の配下にある「TAKE.JPO」のフォルダに、パソコン出願ソフト2以前のデータ（旧資産）は、「C:\JPO」のフォルダに格納されています。コピー先となるインターネット出願ソフトのデータは、「C:\JPODATA」の配下にある「ITAK.JPO」のフォルダに格納されています。

図3は、それぞれのデータが格納されるフォルダの階層を示したものです。

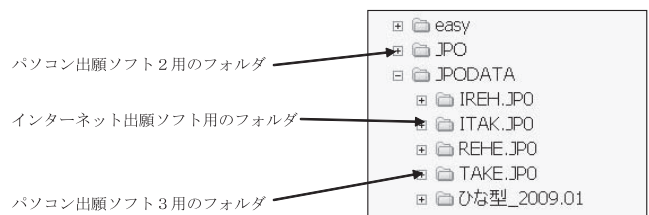


図3

- (2) コピー元となるパソコンの「C:\JPODATA」や「C:\JPO」をUSBメモリ等の記憶媒体に丸ごとコピーします。
- (3) 記憶媒体内の「C:\JPODATA」や「C:\JPO」をコピー先のパソコンのCドライブに丸ごと上書きコピーをします。このコピーを行う際、事前にコピー先のデータ格納フォルダ内のデータをバックアップしておく方が一の場合でも安心です。

3. 注意点等

- (1) パソコン出願ソフト3やインターネット出願ソフトのファイル名は、1書類ごとに重複しないように命名されています。従って、現在運用中のフォルダに旧資産を丸ごとコピーしても他の書類で上書きされてしまい従前の書類が消滅してしまうことはほとんどないようです。
- (2) 旧資産の移動に当たっては、くれぐれもコピー先を間違えないようにして下さい。
- (3) また、コピー元のパソコンの業務を完全に終了してから旧資産を移行させる、あるいは、旧資産を移動させた後は、コピー元となるパソコンでは業務を行わない、といった注意も必要です。

(以上 担当 中原文彦)

5章 申請人利用登録

本章では、「電子証明書」の購入（前号 3章）とインターネット出願ソフトのインストール（今号 4章）の終了後に必須の作業となる「申請人利用登録」について説明します。

「申請人利用登録」とは、「識別番号」と「電子証明書」の組合せを特許庁に登録する手続であり、この「申請人利用登録」を行うことによって、インターネット出願ソフトの各種サービスが利用可能となります。

I 申請人利用登録の準備

1. 申請人利用登録の準備

「申請人利用登録」には、以下のものの準備が必要です。

(1) 電子証明書（ファイル形式またはICカード形式）

電子証明書の入手方法については、前号3章をご参照ください。

電子証明書（ファイル形式）の場合、申請人利用登録を行う過程で認証局から交付された「パスワード」（認証局により「第二のキー」「証明書活性化パスワード」「PINCODE」「暗証番号」等、称呼が異なります。）が必要となります。

(2) 証明書ストアの媒体（電子証明書（ファイル形式）のみ）

電子証明書（ファイル形式）の場合、申請人利用登録時にインターネット出願ソフト専用の「証明書ストア」（電子証明書、秘密鍵、Pinの保存場所）を作成します。

「証明書ストア」の作成先として、USBメモリやMO等の外部記憶媒体、又はHDDが必要となります。なお、FDD、ネットワークドライブ、CD-ROM、CD-R、CD-RW、DVD等は利用できません。

(3) ICカードリーダー（電子証明書（ICカード形式）のみ）

電子証明書（ICカード形式）を使用する場合、別途、ICカードリーダーの購入、ICカードリーダードライバのインストール、ICカード発行元の認証局から配布されるツールのインストール等が必要となります。

(4) 識別番号

弁理士、弁護士、TLO、官庁の方で識別番号を持っていない場合、紙による事前申請が必要です。

なお、上記以外の方は、申請人利用登録時にオンラインで付与されるため、事前申請の必要はありません。

2. 申請人利用登録の流れ

「申請人利用登録」の流れは以下のとおりです。

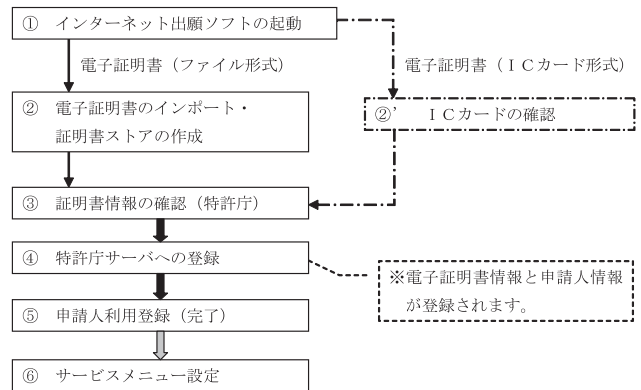


図1 「申請人利用登録」の流れ

「申請人利用登録」の手順及び設定は、識別番号の有無や電子証明書の形式（ファイル形式又はICカード形式）によって異なりますので、次項以下では場合を分けて説明します。

II 申請人利用登録

1. 電子証明書（ファイル形式）の場合

ファイル形式の電子証明書を使用して「申請人利用登録」を行う手順を、図1の流れに沿って説明します。

なお、「識別番号」の有無により手順及び画面が一部異なりますので、その際は場合分けして説明します。

①「インターネット出願ソフト」を起動します。（※1）

（※1）「インターネット出願ソフト」の起動時、【インターネット出願ソフト-CRL取得（SSLサーバ証明書）】画面が表示される場合があります。内容を確認し、「以降、この画面を表示しません。」にチェックを入れ、[OK]をクリックして下さい。なお、再度、設定を変更したい場合は、{スタート}-{すべてのプログラム}-{インターネット出願ソフト}から「環境設定」を起動し、[起動/画面]タブの「SSLサーバ証明書・特許庁証明書のCRL情報を取得する」にチェックを入れて下さい。

①-1)【本人認証】画面（図2）が表示されますので、[申請人利用登録]をクリックします。

①-2)【識別番号確認】画面（図3）が表示されます。

●「識別番号」を持っている方は、識別番号を入力して[次へ]をクリックします。

●「識別番号」を持っていない方は、[識別番号

を新規取得」をクリックします。

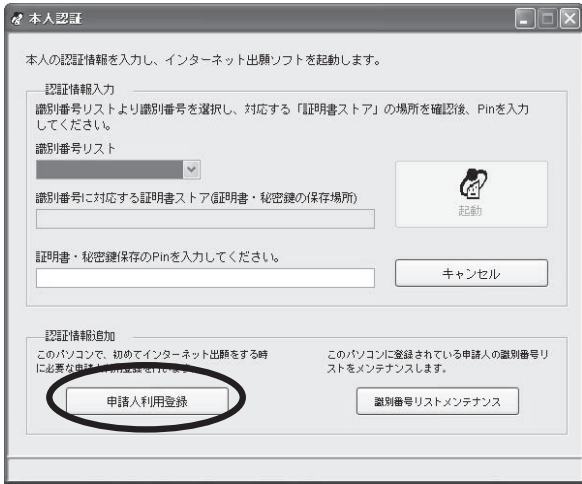


図2 本人認証

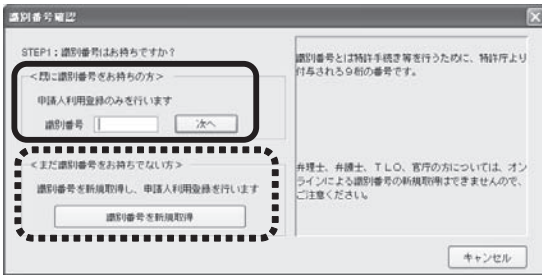


図3 識別番号確認

②【証明書インポート】画面（図4）が表示されますので、「証明書インポート」と「証明書ストア」の作成を行います。

「証明書インポート」とは、電子証明書（と秘密鍵）を「証明書ストア」にインポートする作業です。

なお、「証明書インポート」の作業が完了しますと、インターネット出願ソフトで出願等の手続をする際、オリジナルの電子証明書を使用することはありませんので、厳重に保管して下さい。

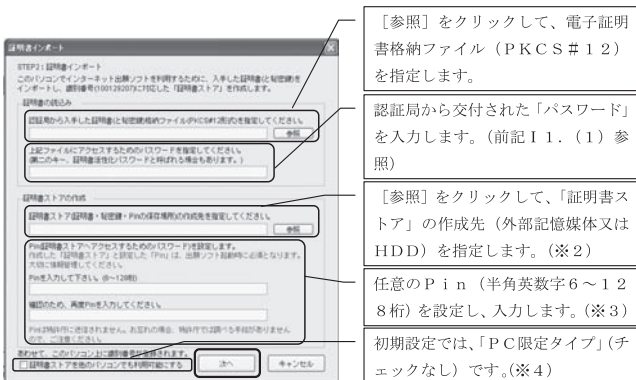


図4 証明書インポート

(※2) 作成先には、日本語及び記号（/:;,*?<>|%&^）を含めることはできません。

(※3) 記号（!"#%&'()*+,-./:;<=>?[\] ^ _ { } ~）も使用できます。

(※4) 「証明書ストア」のタイプには2種類あり、「PC限定タイプ」は「証明書ストア」を作成したパソコンでしか使用できず、「PC任意タイプ」は他のパソコンでも使用できます。

③証明書情報の確認が特許庁で行われます。

③-1) 【証明書インポート】画面（図4）で必要事項を入力し（前項②）、[次へ]をクリックします。

③-2) 【電子証明書追加更新（電子証明書状況確認）】画面（省略）が表示され、特許庁への通信が開始します。

③-3) 【証明書情報確認】画面（図5）が表示されます。証明書情報の内容を確認した上で[次へ]をクリックします。（次項④-1へ）

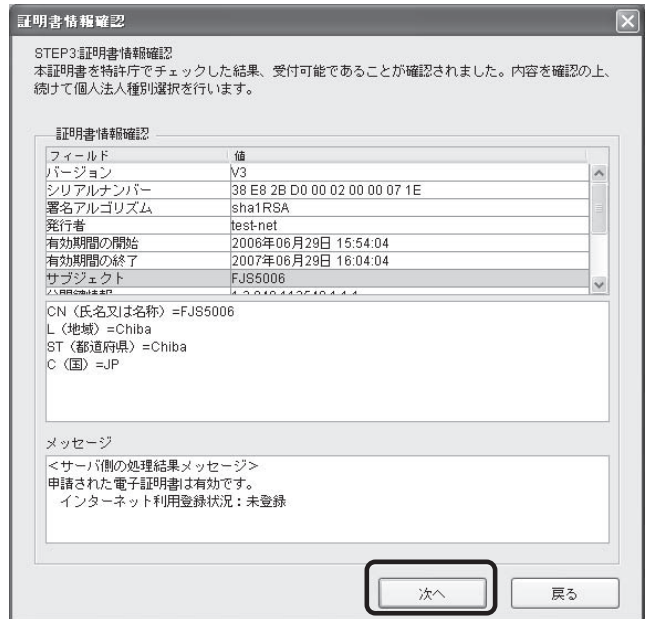


図5 証明書情報確認

④特許庁サーバへ、申請人情報及び電子証明書情報を登録します。

④-1) 【個人法人種別選択】画面（図6）が表示されます。個人・法人の種別を選択し、[次へ]をクリックします。

④-2) 識別番号を持っている場合は【申請人情報変更確認】画面（図7）が表示されますので、申請人情報の「氏名又は名称」に変更が無ければ【変更無し】をクリックします。なお、変更が有る場

合は、紙又はパソコン出願ソフト3で手続を行います。

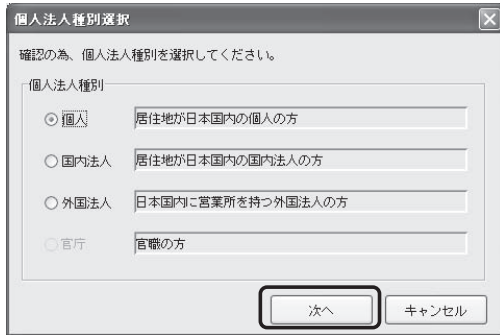


図6 個人法人種別選択



図9 申請人情報入力

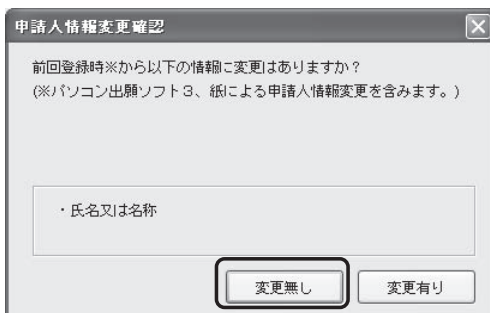


図7 申請人情報変更確認

- ④- 3) ● 識別番号を持っている場合 ⇒ 【申請人情報入力】画面(図8)
- 識別番号を持っていない場合 ⇒ 【申請人情報入力】画面(図9)

が表示されます。必要事項(※5)を入力して[実行]をクリックします。

(※5)「氏名」(法人は「名称」)の表記は、特許庁に登録されている申請人情報と一致させて下さい。

「E-Mail」を登録すると、出願ソフトニュースが配信されます。

「予納台帳番号」の付与を請求する場合は、チェックを入れて下さい。

- ④- 4) 【申請人情報管理】画面(図10)が表示されます。[はい]をクリックします。
 - ④- 5) 【申請人利用登録】画面(省略)が表示され、特許庁への通信が開始します。
 - ⑤) 【申請人利用登録(完了)】画面(図11)が表示されます。「識別番号」、「予納台帳番号」(予納台帳番号の付与を請求した場合)、「サーバメッセージ」を確認して[次へ]をクリックすると、「申請人利用登録」は完了です。(※6)
- (※6) 特許庁による確認が完了するまでは一部のサービスのみ利用可能です。詳細は「サーバメッセージ」を確認して下さい。

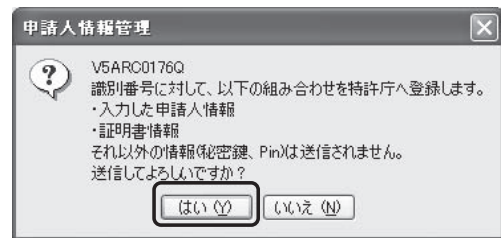


図10 申請人情報管理



図8 申請人情報入力

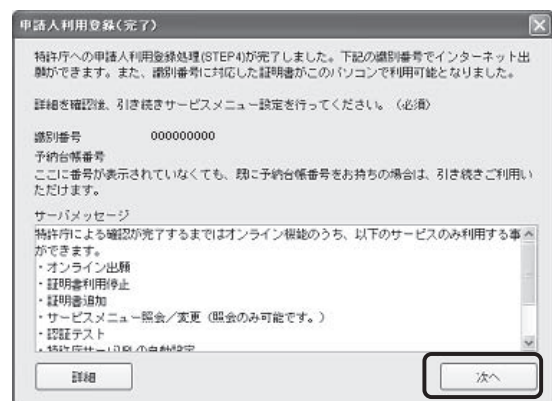


図11 申請人利用登録(完了)

- ⑥【申請人利用登録（完了）】画面（図 11）で [次へ] をクリックすると、「サービスメニュー設定」が開始します。詳細は、「Ⅲ サービスメニュー設定」で説明します。

2. 電子証明書（IC カード形式）の場合

IC カード形式の電子証明書を使用して「申請人利用登録」を行う手順を、図 1 の流れに沿って説明します。

なお、「識別番号」の有無により手順及び画面が一部異なりますので、その際は場合分けして説明します。

◀ 「IC カード」に関する注意 ▶

- ◆電子証明書（IC カード形式）を使用する場合、「環境設定」を起動し、「認証」タブにある「証明書モード」の設定及び「認証局サービス名（IC カード使用時）」の選択が必要です。
- ◆1台のパソコンに複数のICカードリーダーを設定すると、不具合を生じる恐れがあります。
- ◆住民基本台帳カードと特定認証業務のICカード、及び複数の特定認証業務のICカードの同一パソコンでの併用はできません。なお、ICカード形式の電子証明書とファイル形式の電子証明書は併用できます。

- ①「インターネット出願ソフト」を起動します。（※1）
- ①-1【本人認証】画面（図 12）が表示されますので、[申請人利用登録] をクリックします。
- ①-2【識別番号確認】画面（図 3）が表示されます。
- 「識別番号」を持っている方は、識別番号を入力して [次へ] をクリックします。
 - 「識別番号」を持っていない方は、「識別番号を新規取得」をクリックします。

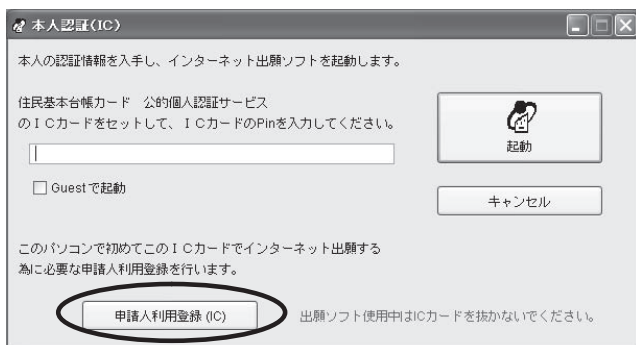


図 12 本人認証 (IC)

- ②'【IC カード Pin 確認】画面（図 13）が表示されますので、「Pin」を入力して [OK] をクリックします。（次項③-1へ）

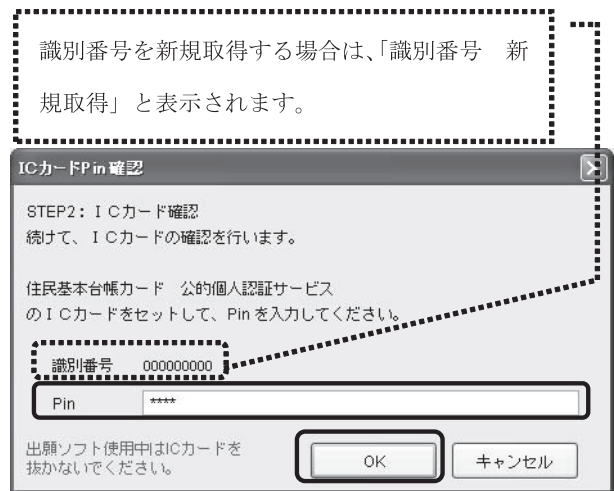


図 13 IC カード Pin 確認

- ③証明書情報の確認が特許庁で行われます。
- ③-1【電子証明書追加更新（電子証明書状況確認）】画面（省略）が表示され、特許庁へ通信が開始します。
- ③-2【証明書情報確認】画面（図 14）が表示されます。証明書情報の内容を確認した上で [次へ] をクリックします。（次項④-1へ）

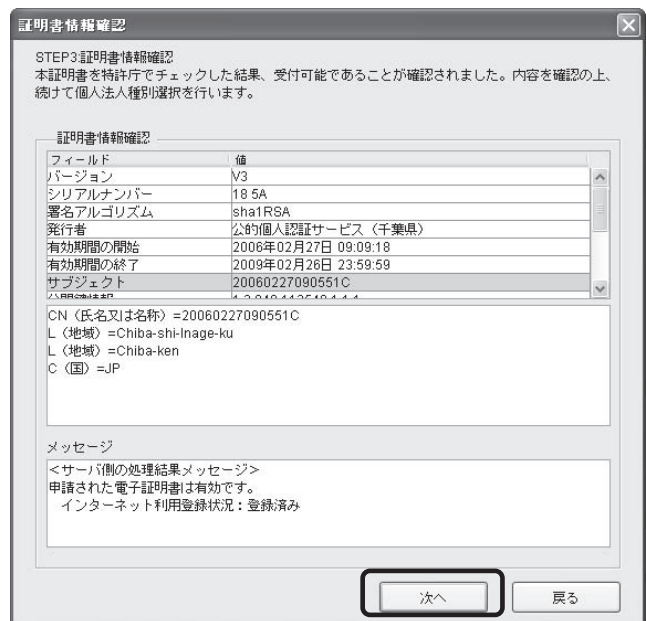


図 14 証明書情報確認

- ④特許庁サーバへ、申請人情報及び電子証明書情報を登録します。

④- 1) 【個人法人種別選択】画面 (図 6) が表示されます。個人・法人の種別を選択し, [次へ] をクリックします。

④- 2) 識別番号を持っている場合は【申請人情報変更確認】画面 (図 7) が表示されます。申請人情報の「氏名又は名称」に変更が無ければ [変更無し] をクリックします。なお, 変更が有る場合は, 紙又はパソコン出願ソフト 3 で手続を行います。

④- 3) ● 識別番号を持っている場合 ⇒ 【申請人情報入力】画面 (図 8)

● 識別番号を持っていない場合 ⇒ 【申請人情報入力】画面 (図 9)

が表示されます。必要事項 (※ 5) を入力して [実行] をクリックします。

④- 4) 電子証明書が住民基本台帳カードに格納されている場合は【申請人情報送信確認】画面 (図 15) が表示され, 住民基本台帳カード以外の IC カードに格納されている場合は【申請人情報管理】画面 (図 10) が表示されますので, [OK] (図 15) 又は [はい] (図 10) をクリックします。

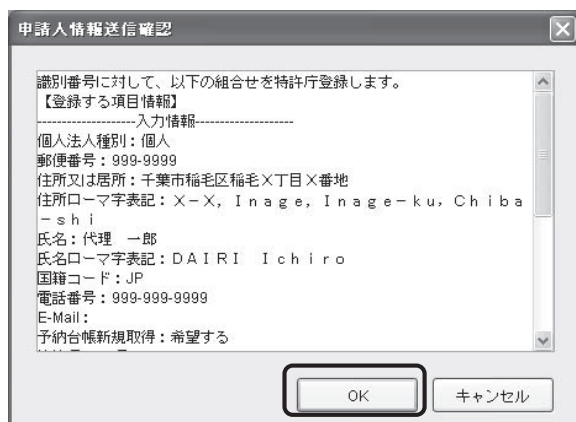


図 15 申請人情報送信確認

④- 5) 【申請人利用登録】画面 (省略) が表示され, 特許庁への通信が開始します。

⑤ 【申請人利用登録 (完了)】画面 (図 11) が表示されます。「識別番号」, 「予納台帳番号」(予納台帳番号の付与を請求した場合), 「サーバメッセージ」を確認して [次へ] をクリックすると, 「申請人利用登録」は完了です。(※ 6)

⑥ 【申請人利用登録 (完了)】画面 (図 11) で [次へ] をクリックすると, 「サービスメニュー設定」が開始します。詳細は, 「Ⅲ サービスメニュー設定」で説明します。

3. 同一の電子証明書を複数台のパソコンで使用する 場合

「電子証明書」(ファイル形式又は IC カード形式) を使用して「パソコン 1」で「申請人利用登録」を行った方が, 同一の「電子証明書」を使用して他の「パソコン 2」や「パソコン 3」で「申請人利用登録」を行う手順について説明します。

(1) 電子証明書 (ファイル形式) の場合

「パソコン 1」でファイル形式の「電子証明書 A」を使用して「申請人利用登録」を行った場合, 以下の 2 通りの方法 (ア) (イ) があります。

(ア) 「電子証明書 A」を使用して「パソコン 2」や「パソコン 3」で別途「証明書ストア b」「証明書ストア c」を作成する方法です。この方法は, 「電子証明書 A」を使用して「パソコン 2」や「パソコン 3」でそれぞれ新たに「申請人利用登録」を行う手順と同様です。

具体的には, 「Ⅱ 申請人利用登録 1. 電子証明書 (ファイル形式) の場合」に記載の手順①～③- 3) (識別番号を持っている場合) と同様ですが, 手順③- 3) で表示される画面は, 【証明書情報確認】画面 (図 5) と若干異なります。(※ 7) 【証明書情報確認】画面 (図 5) のメッセージボックスに, 電子証明書が既登録である旨が表示されます。内容を確認して [OK] をクリックすると「申請人利用登録」は完了し, 【本人認証】画面 (図 2) に戻ります。

(イ) 「パソコン 1」で作成した「証明書ストア a」(PC 任意タイプに限ります。(※ 4)) を利用する方法です (※ 8)。この方法は, 「識別番号リストメンテナンス」を利用すると簡単です。詳細は, 「Ⅳ 識別番号リストメンテナンス 3. 識別番号の追加」をご覧ください。

(※ 8) PC 任意タイプの「証明書ストア a」を利用する場合, 「証明書ストア a」を格納した外部記憶媒体をパソコン毎に差し替えて使用する態様, あるいは「証明書ストア a」を他の外部記憶媒体等にコピーして使用する態様の何れも可能です。

(2) 電子証明書 (IC カード形式) の場合

「パソコン 1」で IC カード形式の「電子証明書 A'」を使用して「申請人利用登録」を行った場合, 「パソコン 2」や「パソコン 3」でも「電子証明書 A'」を使用して新たに「申請人利用登録」を行う必要があります。

具体的な手順は、「Ⅱ 申請人利用登録 2. 電子証明書(ICカード形式)の場合」に記載の手順①～③-2) (識別番号を持っている場合)と同様ですが、手順③-2)で表示される画面は、【証明書情報確認】画面(図14)と若干異なります。(※9)

(※9)【証明書情報確認】画面(図14)のメッセージボックスに、電子証明書が既登録である旨が表示されます。内容を確認して[OK]をクリックすると「申請人利用登録」は完了し、【本人認証】画面(図12)に戻ります。

4. 複数の電子証明書を複数台又は同一のパソコンで使用する場合

(1) 複数の電子証明書を複数台のパソコンで使用する場合

「電子証明書」(ファイル形式又はICカード形式)を使用して「パソコン1」で「申請人利用登録」を行った方が、他の「電子証明書」を使用して他の「パソコン2」で「申請人利用登録」を行う場合です。

「パソコン1」で「電子証明書A」(ファイル形式)又は「電子証明書A'」(ICカード形式)を使用して「申請人利用登録」を行った場合、特許庁サーバには「申請人情報a」と「電子証明書A(A')の情報」が登録されています。

「パソコン2」で「電子証明書B」(ファイル形式)又は「電子証明書B'」(ICカード形式)を使用して「申請人利用登録」を行うことにより、特許庁サーバの「申請人情報a」に「電子証明書B(B')の情報」が追加登録されます。

具体的な手順ですが、電子証明書(ファイル形式)の場合、「Ⅱ 申請人利用登録 1. 電子証明書(ファイル形式)の場合」に記載の手順①～④-1) (識別番号を持っている場合)、また、電子証明書(ICカード形式)の場合、「Ⅱ 申請人利用登録 2. 電子証明書(ICカード形式)の場合」に記載の手順①～④-1) (識別番号を持っている場合)については同様です。

そして、④-2)以降の手順については電子証明書の種類に拘わらず略共通しておりますので、以下にまとめて説明します。

④-2)'【申請人情報変更確認】画面(図7)が表示されますので、申請人情報の「氏名又は名称」に変更が無ければ[変更無し]をクリックします。

なお、変更が有る場合は[変更有り]をクリックすると、申請人情報の変更ができます。但し、既に利用している電子証明書については、氏名を変更すると利用できなくなりますのでご注意ください。

④-3)'【証明書追加登録】画面(図16)が表示されますので、必要事項を入力して[実行]をクリックします。

④-4)【申請人情報管理】画面(図10)又は【申請人情報送信確認】画面(図15)が表示されますので、[はい]又は[OK]をクリックします。

④-5)'【証明書追加登録】画面(省略)が表示され、特許庁への通信が開始します。

図16 証明書追加登録

⑤'【証明書追加登録(完了)】画面(省略)が表示されますので、[OK]をクリックすると完了です。

(2) 複数の電子証明書を同一のパソコンで使用する場合 (= 電子証明書の追加)

「電子証明書A」(ファイル形式)又は「電子証明書A'」(ICカード形式)を使用して「パソコン1」で「申請人利用登録」を行った方が、他の「電子証明書B」(ファイル形式)又は「電子証明書B'」(ICカード形式)を使用して同一の「パソコン1」で「申請人利用登録」を行う場合です。

例えば、「電子証明書」の有効期限が近づいたため、新しい「電子証明書」を事前に追加する場合、「電子証明書」(ファイル形式)と「電子証明書」(ICカード形式)を併用する場合等が挙げられます。

なお、「電子証明書」の追加方法は、既に使用中の「電子証明書」の形式と、追加する「電子証明書」の形式の組合せによって、以下のように異なります。

使用中の「電子証明書」形式	追加する「電子証明書」形式	「電子証明書」の追加方法
ファイル形式	ファイル形式	(ア)「証明書追加機能」
	ICカード形式	(イ)「環境設定」と「申請人利用登録」
ICカード形式	ファイル形式	
	ICカード形式	

(ア)「電子証明書 A」(ファイル形式)を使用して「申請人利用登録」が行われた「パソコン 1」に、他の「電子証明書 B」(ファイル形式)を追加する場合は、「インターネット出願ソフト」を起動し、「証明書」タブの「申請人」フォルダをクリックし、「証明書追加」をクリックします。後は、画面の指示に従って操作すると、新しい「電子証明書 B」が追加されます。

(イ)「電子証明書 A'」(ICカード形式)を使用して「申請人利用登録」が行われた「パソコン 1」に、他の「電子証明書 B」(ファイル形式)又は「電子証明書 B'」(ICカード形式)を追加する場合は、「環境設定」(※ 10)と「申請人利用登録」(※ 11)を行います。

(※ 10)「電子証明書 A'」と「電子証明書 B'」の認証局が同じ場合、「環境設定」は必要ありません。なお、「環境設定」については「2. 電子証明書 (ICカード形式)の場合」(「ICカード」に関する注意)をご覧ください。

(※ 11)「電子証明書 A'」と「電子証明書 B'」の認証局が異なる場合、「申請人利用登録」に先立ち、「電子証明書 A'」の発行元認証局から配布されたソフトウェアのアンインストール及び「電子証明書 B'」の発行元認証局から配布されたソフトウェアのインストール等の準備が必要です。

Ⅲ サービスメニュー設定

「申請人利用登録」の完了後、引き続いて「サービスメニュー設定」を行います。

なお、サービスメニューの設定変更は後で行うこともできます。サービスメニュー設定内容の照会・変更は、「インターネット出願ソフト」を起動し、「補助」タブの「オンライン」-「サービスメニュー照会/変更」から行います。

(1)【申請人利用登録(完了)】画面(図 11)で「次へ」をクリックすると、【サービスメニュー登録状況確認】画面(省略)が表示され、特許庁への通信が開始します。

(2)【サービスメニュー内容確認 (Internet) - 登録】画面(図 17)が表示されますので、変更する項目を選択して「設定の変更」をクリックします。

なお、設定内容は「インターネット出願ソフト」と「パソコン出願ソフト 3」で共通ですので、注意が必要です。

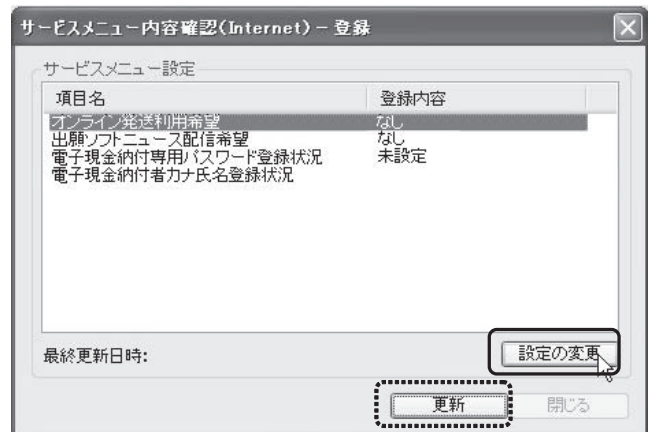


図 17 サービスメニュー内容確認 (Internet) - 登録

◀サービスメニュー項目一覧▶

●オンライン発送利用希望

オンライン発送の利用について、「あり」「なし」を選択できます。

●出願ソフトニュース配信希望

出願ソフトニュースの配信について、「あり」「なし」を選択できます。「あり」の場合、「申請人利用登録」で登録したメールアドレスに出願ソフトニュースが配信されます。

●電子現金納付専用パスワード登録状況

電子現金納付を利用する際のパスワードで、半角英数字 4 ~ 128 文字 (大文字, 小文字の区別あり) で指定します。

●電子現金納付者カナ氏名登録状況

納付者の氏名を全角カタカナで入力します。「氏」と「名」の間に全角 1 文字分のスペースを入れて下さい。

(3) 登録内容を確認し、【サービスメニュー内容確認 (Internet) - 登録】画面(図 17)の「更新」をクリックすると、【サービス設定】画面(図 18)が表示されますので、処理を続行する場合は「OK」をクリックします。

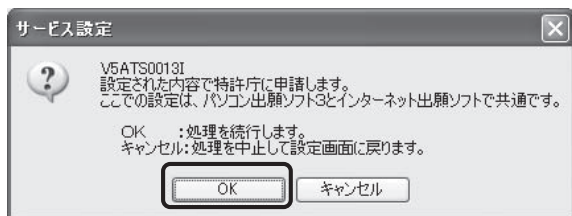


図 18 サービス設定

(4) 【サービスメニュー登録】画面 (省略) が表示され、特許庁への通信が開始します。

⇒ 【サービス設定】画面 (省略) が表示されますので、[OK] をクリックします。

(5) 【サービスメニュー内容確認 (Internet) - 登録】画面 (図 17) に戻ったら [閉じる] をクリックして「サービスメニュー設定」は終了です。

⇒【本人認証】画面(図 2 又は図 12)に戻ります。(※ 12)

(※ 12) 「申請人利用登録」及び「サービスメニュー設定」が終了すると、【本人認証】画面は以下のようになります。

●電子証明書 (ファイル形式) の場合

【本人認証】画面 (図 2) の「識別番号リスト」に識別番号が表示されます。

「インターネット出願ソフト」の起動時、「識別番号リスト」から識別番号を選択し、Pin を入力して [起動] をクリックします。

●電子証明書 (IC カード形式) の場合

【本人認証】画面 (図 12) で Pin を入力し、[起動] をクリックします。

⇒ 【電子証明書管理】画面 (図 19) に、電子証明書に対応した識別番号が表示されますので、確認後 [OK] をクリックします。

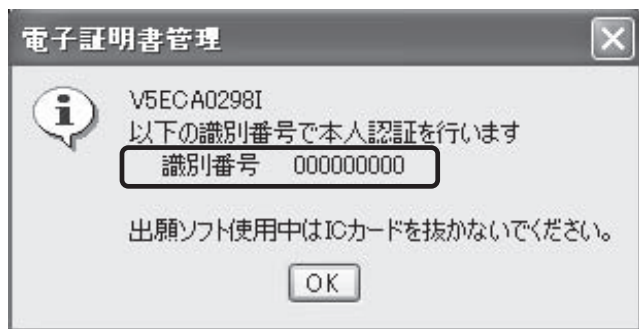


図 19 電子証明書管理

Ⅳ 識別番号リストメンテナンス (電子証明書 (ファイル形式) のみ)

「インターネット出願ソフト」には、「識別番号リストメンテナンス」という機能があります。【本人認証】画面 (図 2) の [識別番号リストメンテナンス] をクリックすると、【識別番号リストメンテナンス】画面 (図 20) が表示され、以下の作業を行うことができます。

1. 証明書ストア参照先の変更

「証明書ストア」の参照先を変更することができます。

(1) [ストア変更] タブをクリックし、「証明書ストア」の参照先を変更したい識別番号をリストから選択します。

(2) 「証明書ストア」の場所を、[参照] をクリックして「JPOCERT」までを指定します。

(3) [ストア変更] をクリックし、確認画面 (省略) で承諾すると、変更作業は完了です。

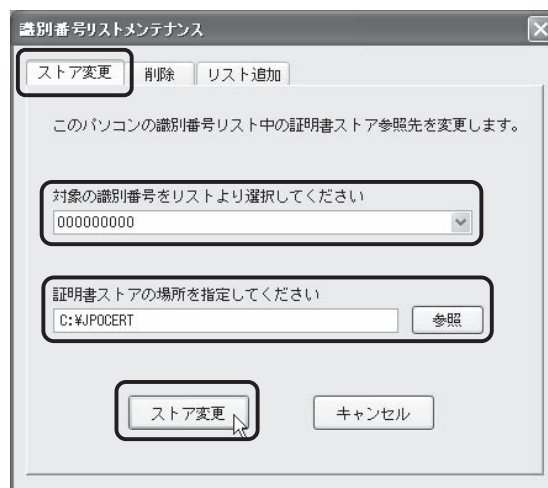


図 20 識別番号リストメンテナンス

2. 識別番号の削除

「インターネット出願ソフト」の起動時、【本人認証】画面 (図 2) で表示される「識別番号リスト」から、不要となった識別番号を削除することができます。(※ 13) (※ 13) 「識別番号リスト」から識別番号を削除しても、特許庁サーバには残っています。

また、「証明書ストア」はそのまま残っていますので、後で必要となった識別番号は次項の「3. 識別番号の追加」の作業で「識別番号リスト」に戻すことができます。

(1) 【本人認証】画面 (図 2) の [識別番号リストメンテナンス] をクリックし、[削除] タブをクリックすると、【識別番号リストメンテナンス】画面 (図 21) が表示されます。

(2) 削除したい識別番号をリストから選択して [削除] をクリックし、確認画面（省略）で承諾すると、変更作業は完了です。

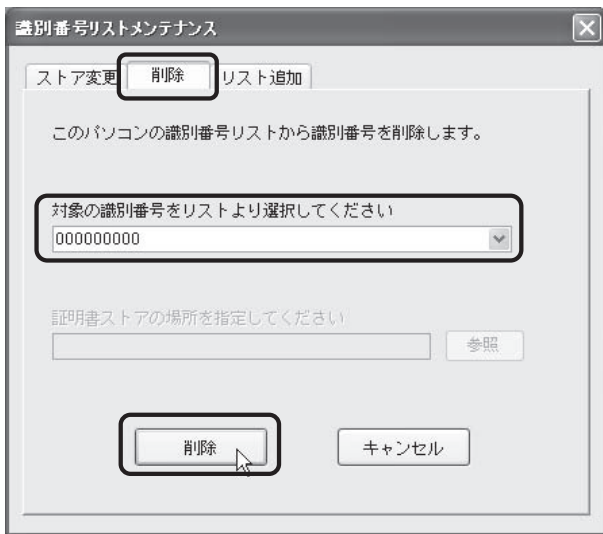


図 21 識別番号リストメンテナンス

3. 識別番号の追加

「インターネット出願ソフト」の起動時、【本人認証】画面（図 2）で表示される「識別番号リスト」に、識別番号を追加することができます。本機能は、同一の電子証明書を複数台のパソコンで使用する場合にも便利です。（※ 14）

（※ 14）例えば、「パソコン 1」で「申請人利用登録」を行う際、「証明書ストア」を PC 任意タイプで作成しておくことにより、他の「パソコン 2」で「申請人利用登録」を行う必要はありません。

(1) 【本人認証】画面（図 2）の [識別番号リストメンテナンス] をクリックし、[リスト追加] タブをクリックすると、【識別番号リストメンテナンス】画面（図 22）が表示されます。

(2) 「証明書ストア」の場所を、[参照] をクリックして「JPOCERT」まで指定します。

(3) [リスト追加] をクリックし、確認画面（省略）で承諾すると、追加作業は完了です。

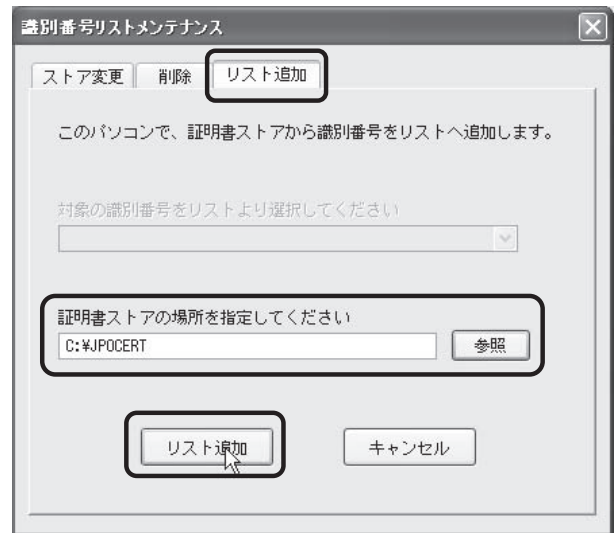


図 22 識別番号リストメンテナンス

（以上 担当 中越貴宣）

6 章 GUEST モード、料金納付方法、電子証明書の管理、およびインターネット出願ソフトの PCT-RO への対応

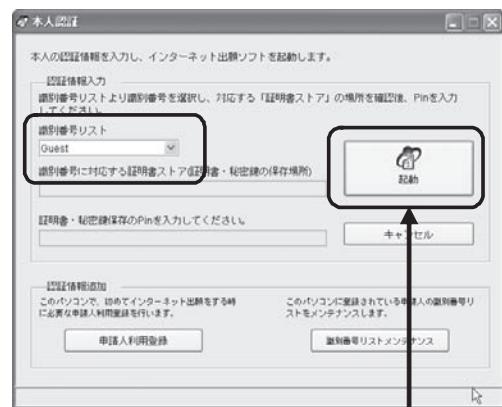
本章では、インターネット出願ソフトの便利な起動モードである GUEST モードの他、料金納付方法、電子証明書の管理、およびインターネット出願ソフトの PCT-RO への対応に関する事項について説明します。

I GUEST モード

1. GUEST モードとは

GUEST モードとは、本人認証、すなわち電子証明書の読み込みを行わないモードのことをいい、セキュリティ等に安心なモードと言えます。

インターネット出願ソフトを本人認証画面で「GUEST」を選択して起動します。



クリック

2. 利用方法

パソコン出願ソフト3では、送信用ファイル（出願用のXMLファイル）を作成した後、特許庁との通信時に識別番号の選択およびパスワードの入力を行うことで手続きしていました。しかし、インターネット出願では送信用ファイルに署名が付与されている（電子証明書が組み込まれている）必要があるため、通信作業前に署名付与がされた送信用ファイルを作成しておく必要があります。署名付与がされた送信用ファイルは、①HTMLファイルからXMLファイルに変換する際に署名を付与することで作成するか、②署名が付与されていないXMLファイルを作成した後、署名を付与することで作成します。

①の方法は、本人認証画面で識別番号を選択しPinを入力して起動し（本人認証モード）、その状態で「文書入力」することにより、署名付与がされた送信用ファイルを作成します。

②の方法は、本人認証画面でGUESTを選択して起動し（GUESTモード）、その状態で「文書入力」することにより、署名付与がされていないXMLファイルを作成した後、本人認証画面に戻って本人認証モードで起動し、「署名付与データ入力」することにより署名付与がされた送信用ファイルを作成します。

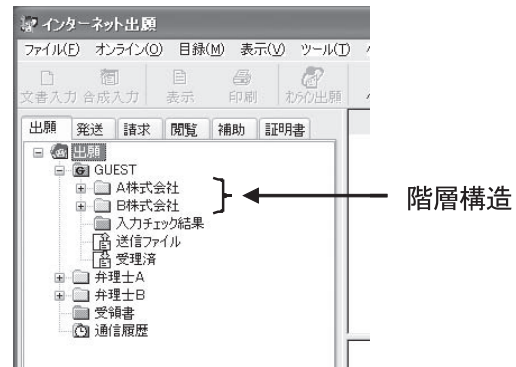


GUESTモードは、②の場合に主として用いるほか、①の場合ではXML変換チェックのために利用できます。

②の場合の利用方法としては、例えば「文書入力」はすべてGUESTモードで行い、署名付与がされていないXMLファイルとし、提出時に署名付与データ入力して送信用ファイルとすることが考えられます。この場合、本人認証モードの起動時間を短くできます。また、各案件担当者がそれぞれ使用するパソコンにイ

ンターネット出願ソフトをインストールし（電子証明書不要）、各人がGUESTモードで署名が付与されていないXMLファイルを作成し、そのデータファイルを出願手続き担当者に渡して署名付与データ入力し送信用ファイルとすることが考えられます。この場合は電子証明書に関わる従業者を制限することができます。これらにより、電子証明書に対するセキュリティをさらに高めることができます。

GUESTモードで作成した署名付与がされていないXMLファイルは「GUESTフォルダ」に保存されますが、インターネット出願ソフトの平成21年4月バージョンアップによりGUESTフォルダの階層化が可能となり、上記のような利用に際する使い勝手が向上しました。



II 料金納付方法

1. 納付種類

現在、特許料等手数料は以下の方法により納付することができます。

- ・特許印紙の貼付による納付
- ・特許印紙予納制度を用いた納付
- ・現金納付
- ・口座振替納付
- ・電子現金納付

特許印紙の貼付による納付および特許印紙予納制度を用いた納付は改めて説明するまでもないほど広く行われていますし、現金納付はあまり利用されていないので、ここでは新たな制度である口座振替を中心に説明し、併せて電子現金納付の概略を説明します。

2. 口座振替納付

(1) 口座振替納付とは

口座振替納付とは、特許料等手数料納付を金融機関の口座からの振替により行うものであり、特許法等の一部を改正する法律(平成20年4月18日法律第16号)

により、平成 21 年 1 月から導入された制度です。金融機関の口座情報を予め特許庁に知らせることで特許庁から振替番号の通知を受け、その番号と納付金額とを手続き書類に表示してオンライン手続きをするもので、振替はほぼリアルタイムで行われます。

口座振替納付は、オンライン出願ソフト（インターネット出願ソフト、パソコン出願ソフト、PCT-RO インターネット出願ソフト）で使用できますが、書面手続きでは利用できません。

(2) 事前手続き

口座振替納付を利用するためには、事前手続きとして、特許庁ホームページ掲載の「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書（新規）（申出書）」（3 枚 1 組）に、必要事項を入力し、金融機関で利用されているお届け印を押印し、特許庁長官あてに提出します。

平成 21 年 5 月現在、口座振替が利用できる金融機関は以下の通りです。最新情報は特許庁ホームページで確認して下さい。

- ・株式会社 みずほ銀行
- ・株式会社 三菱東京 UFJ 銀行
- ・株式会社 三井住友銀行
- ・株式会社 足利銀行
- ・株式会社 愛知銀行
- ・株式会社 名古屋銀行

数週間で、口座振替に使用する「振替番号通知」が特許庁から郵送されますので、それで事前準備は完了です。「振替番号通知」は、口座振替納付に必要ですので大切に保管してください。

複数の口座を利用する場合には、利用したい口座の数だけ上記手続きを行ってください。

(3) 口座振替を利用した納付方法

申請書類の記載方法は以下の通りとなります。

【手数料の表示】

【振 替 番 号】 XXXXXXXX

【納 付 金 額】 YYYYYY

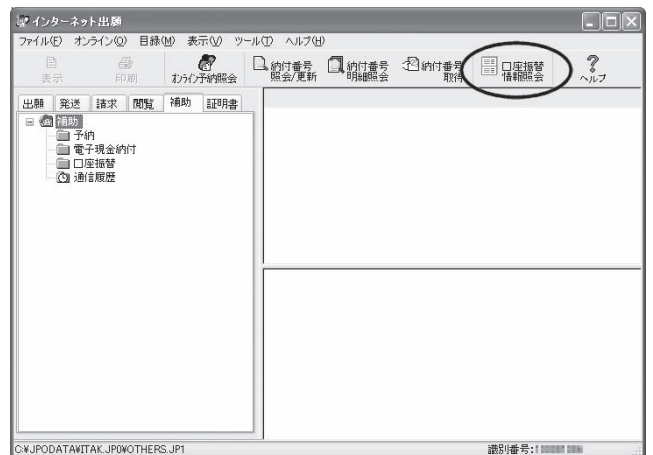
わかりやすく言えば、特許印紙予納制度を用いた納付における【予納台帳番号】を【振替番号】に変更した様式となります。

オンラインにて手続きが行われると、特許庁は、受信電文から振替情報を取得し、財務省会計センターより納付番号を取得します。取得した納付番号を用い、法令および三者間契約に基づき申請人に代わって振替（納付）を行います。利用者は口座振替に係る手数料を負担する必要はありません。

申請書類に記載した納付金額より預貯金残高が多い場合は、振替は完了し、預貯金残高が少ない場合は、振替はせず料金補正指令の対象となります（予納台帳を用いた納付では、手続き時点で予納口座の残高が足りなかった場合でも特許庁は直ちに補正指令としない運用がなされていますが、口座振替の場合は手続き時点で残高が足りない場合は直ちに補正指令となります）。

インターネット出願ソフト・パソコン出願ソフト 3 では「補助」タブの「口座振替情報照会」から随時、振替番号毎の情報照会を行うことができます。

The image shows a form for patent fee payment via direct debit. It includes fields for applicant information, bank details, and payment amounts. There are instructions in Japanese regarding the use of the form and the importance of the bank account information.



(4) 口座振替のメリット

特許印紙予納制度を用いた納付と比較した場合、以下のようなメリットが考えられます。

多額の特許印紙の購入、予納書への印紙貼付・提出に係る事務が不要となる。

普通口座を振替口座として用いる場合は、預金利息が発生し、資金の流動性が生じる。

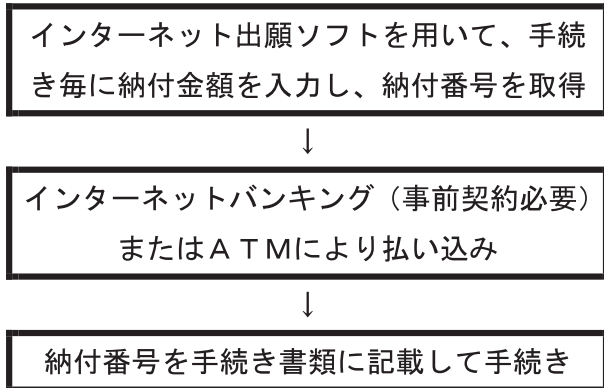
複数口座を保有することで、手続別、クライアント別等の管理が可能となる。

預貯金通帳に取引明細が記帳される等、経理事務の簡素化、透明化が図れる。

3. 電子現金納付

電子現金納付とは、納付番号を取得し、その納付番号を示して金融機関に振り込みを行った後、手続き書類に納付番号を記載して特許庁に手続きすることで納付する制度をいいます。

手続者から見た場合、以下の流れに沿って納付が行われます。



口座振替納付の制度が始まったことで、電子現金納付のメリットは小さくなったように感じます。ただし、ATMにより払い込む場合は予納口座の開設や金融機関との契約等が一切不要であるという利便性から、単発的、補助的な納付手段としての利用が想定されます。

現時点の納付方法の中では、特許印紙予納制度を用いた納付と口座振替納付が主として用いられる納付方法になるだろうと考えます。

Ⅲ 電子証明書の管理

1. 電子証明書管理の概要

ここで説明する電子証明書の管理とは、電子証明書（ファイル形式）の追加、削除、停止等です。

これらの機能は、インターネット出願ソフトにおいて本人認証した識別番号ごとに行います。GUESTモードでは利用できません。

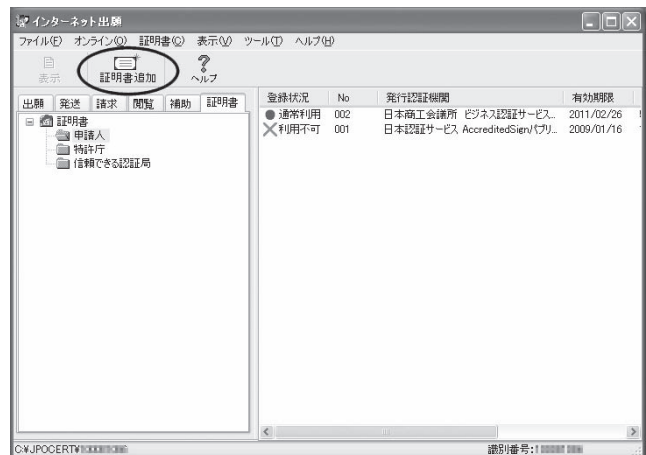
電子証明書（ICカード形式）の管理は各認証局の専用ソフトで行い、インターネット出願ソフトでは行いません。

2. 電子証明書の追加

電子証明書の追加は、

- ①電子証明書の有効期限切れに伴い購入した新たな電子証明書を登録する場合、
- ②電子証明書の記載内容に変更が生じたため（住所の変更、氏名の変更、法人証明書では登記事項の変更等）、内容変更後の電子証明書を新たに登録する場合、などに行います。

以下画面は、インターネット出願の「証明書」タブにおいて、申請人フォルダをクリックしたときに表示される画面です。ここで「証明書追加」をクリックすることで追加作業が開始されます。



追加作業途中で「証明書インポート」画面が表示されます。証明書の格納場所、証明書パスワード、Pin（現在使用しているもの）をそれぞれ入力します。

証明書の確認後、特許庁と通信が行われ、証明書と識別番号の組み合わせ等が送信されます。最後に、追加した電子証明書を通常使用するものとするかの選択を行います。

画面の右欄に、追加した電子証明書が「通常利用」または「利用可」（通常使う電子証明書に設定しなかった場合）となっていることを確認します。

なお、「利用可」の電子証明書を通常使用設定するには、申請人フォルダをクリックし、「利用可」と表示されている電子証明書を選択し、「証明書」メニューにおいて「通常利用する証明書として設定」を選択することにより行います。画面の右欄の「利用可」が「通常利用」に変更されたことを確認します。

3. 電子証明書の利用停止

電子証明書の利用停止は、証明書ストアの盗難や紛失などが生じ悪用される可能性が生じた場合に行います。利用停止は、特許庁に対してのみの停止であって、証明書自体の利用を止めるには、電子証明書の発行元の認証局に失効手続をする必要があります。

電子証明書自体を紛失等した場合には、利用停止に加えて失効手続きを行うことを強くお勧めします。

4. Pin の変更

証明書ストアにとって Pin は非常に重要なものであり、セキュリティ上、定期的に変更することをお勧めします。

変更は、申請人フォルダをクリックし、「証明書」

メニュー「Pin 変更」を選択すると、「Pin の変更画面」が表示されますので、「現在の Pin」および「新しい Pin」を入力することで行うことができます。

IV インターネット出願ソフトの PCT-RO への対応

インターネット出願ソフトの平成 22 年 1 月バージョンアップ版では、パソコン出願ソフト 3 に付加されているのと同様の PCT 国際出願機能が付加される予定です。したがって、日本語による PCT-RO オンライン出願については、平成 22 年 1 月以降にインターネット出願ソフトを用いて出願することが可能となります（英語オンライン出願には PCT-SAFE の利用が必須です）。

そのため、現在、PCT 国際出願をパソコン出願ソフト 3 を利用してオンライン出願している方で、英語による PCT 国際出願をオンラインで行う予定がない方は、平成 21 年末まではパソコン出願ソフト 3 を利用して PCT-RO オンライン出願を行い、平成 22 年 1 月からインターネット出願ソフトを利用した PCT-RO オンライン出願に切り替えるといった方法が可能で（この場合 IC カード型の電子証明書の利用が可能です）。

また、パソコン出願ソフト 3 を利用して提出した PCT-RO 出願のデータ資産は、インターネット出願ソフトに付加される PCT 国際出願機能により閲覧・印刷できますので、パソコン出願ソフト 3 を旧データ資産閲覧のためだけにアンインストールできないといったこともなくなります。

なお、パソコン出願ソフト 3 を利用して出願した PCT-RO 出願のデータ資産は PCT-SAFE で閲覧することができず、PCT-SAFE を利用して出願した PCT-RO インターネット出願のデータはインターネット出願ソフトの国際出願機能では参照できずデータ移行もできません。

V 終わりに

多くの事務所／企業は、依然としてパソコン出願ソフト 3 (ISDN) を利用しており、残り 1 年弱で全員がインターネット出願ソフトへ切り替えられるのかと考えることがあります。しかし、我々弁理士は、Microsoft Windows 3.1 も発売されていない平成 2 年 12 月から、フレキシブルディスクを用いた出願を皮

切りにして、専用電子出願端末、パソコン出願ソフト、パソコン出願ソフト2、パソコン出願ソフト3と約18年にわたって電子出願手続きを利用してきており、いわばその道のプロともいえます。したがって、インターネット導入作業を始めさえすれば何ら問題なく切り替えが完了するものと確信しています。

ただ、期限ギリギリまで行動を起こさないというのも危機管理上問題がありますので、切り替え時期をどのタイミングで行うかは別にして、インターネット出願環境の導入だけでも早期に行い、インターネット・ISDNのいずれでも手続き可能な状況にしておくことをお勧めします。

さて、先月号および今月号で、平成20年度特許制度運用協議委員会の第三部会を中心にした有志5名により、インターネット出願の特に導入部分について説明をしました。この有志5名は今年度もまた同委員会に所属しておりますので、今年度委員長と共に、ISDN出願手続きが廃止される平成22年3月末までの間、インターネット出願へのスムーズな切り替えのための情報発信を積極的に行っていきたいと考えております。

集中連載最終号となる次号では、PCT-SAFEを用いたPCT-ROインターネット出願の導入について説明します。

(以上 担当 林 篤史)

参考文献

- (1)(独) 工業所有権情報・研修館「インターネット出願の概要」(平成20年8月)
- (2)(独) 工業所有権情報・研修館「インターネット出願ソフト(i161版)「操作マニュアル」」(平成21年4月)
- (3)(独) 工業所有権情報・研修館「インターネット出願簡単操作ガイドのご案内」(平成21年アニメーションマニュアル)
- (4)(独) 工業所有権情報・研修館ホームページ「インターネット出願の事前準備」(平成21年4月)(http://www.inpit.go.jp/pcinfo/procedure/in_preparations.html)
- (5)改訂版「インターネット出願」(斎藤美晴著, 平成21年5月(社)発明協会発行)
- (6)「Microsoft」及び「Microsoft Windows2000, Windows XP, Windows Vista」はMicrosoft Corporationの米国その他の国における登録商標又は商標, 「Java」及び「Java」関連の商標及びロゴは米国その他の国におけるSun Microsystems, Inc.の登録商標又は商標, 「Mac, Mac OS」は米国その他の国におけるApple Inc.の登録商標又は商標, 「Linux」はLinus Torvalds氏の米国その他の国における登録商標又は商標です。

(原稿受領 2009. 5. 15)